

備南水道企業団週休2日工事試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設現場における労働環境改善のため、備南水道企業団が発注する建設工事において、「週休2日工事」を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「週休2日」とは、原則として対象期間における土・日曜日を休日として確保し、現場閉所することをいう。

2 この要領において「週休2日工事」とは、週休2日を実施する工事をいう。

3 この要領において「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までをいう。なお、準備、準備工、片付期間のほか、年末年始、夏季休暇、工場制作のみを実施している期間は除くものとする。

4 この要領において「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務的作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

5 この要領において「備南水道企業団が発注する設計金額1,500万円以上の工事」とは、水道事業実務必携、土木工事標準積算基準を適用した工事をいう。

(対象工事)

第3条 対象工事は、「備南水道企業団が発注する設計金額1,500万円以上の工事」の原則すべての工事とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は選定しない。

(1) 災害復旧工事等の緊急を要する工事

(2) 現場条件や施工期間の制約が厳しい工事

(3) 営繕工事

(4) 電気・機械設備工事

(5) 修繕工事

(6) その他週休2日の確保が困難であると判断される工事

2 発注者は、前項の工事を発注する場合は、特記仕様書に「週休2日工事」の対象である旨を明記し、「備南水道企業団週休2日工事特記仕様書」を添付するものとする。

(実施方法)

第4条 週休2日工事の発注方法は、契約の締結後、受注者の希望により週休2日工事を実施する受注者希望型とする。

2 受注者は、契約の締結後、工事着手前に、「週休2日工事」の実施希望の有無を発注者に工事打合せ簿にて報告するものとする。

3 その他実施に当たっては、別に定める「備南水道企業団週休2日工事特記仕様書」により行うものとする。

(設計変更)

第5条 発注者は、受注者が第4条第2項の規定により「週休2日工事」の実施を報告し、かつ、

対象期間において週休2日を確保できた場合は、精算時に設計変更の対象とするものとする。

(工事成績評定)

第6条 発注者は、受注者が第4条第2項の規定により週休2日工事の実施を報告し、かつ、対象期間において週休2日を確保できた場合は、工事成績評定の工程管理の項目で評価するものとする。なお、週休2日を確保できなかった場合においても減点は行わないものとする。

(履行証明書)

第7条 発注者は、受注者が第4条第2項の規定により週休2日工事の実施を報告し、かつ、対象期間において週休2日を確保した上で、しゅん工検査に合格した受注者に対して、受注者から請求があった場合、別に定める週休2日工事履行証明書を発行する。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項については、別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

(適用)

この要領は、令和3年7月1日単価以降を採用する工事から適用する。